

令和6年度第1回支援を必要とする子どものための部会 摘録

日 時 令和6年7月29日（月） 13：00～15：30

場 所 京都市子ども若者はぐくみ局会議室

出席者 小谷委員（部会長）、有原委員、石田委員、石塚委員、岡委員、渋谷委員、
芹澤委員、土江田委員、西島委員、増田委員、渡邊委員（11名）

次 第

1 開会

2 部会委員の紹介等

(1) 部会長挨拶

(2) 部会委員の紹介

資料1	委員名簿
資料2－1	京都市はぐくみ推進審議会条例
資料2－2	京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則
資料2－3	京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

3 議題

(1) 京都市社会的養育推進計画の策定について

資料3	都道府県社会的養育推進計画の策定要領
資料4	京都市はぐくみプラン（冊子）
資料5	支援を必要とする子どものための部会への特別委員の選任について
資料6	京都市社会的養育推進計画の概要について

(2) 京都市社会的養育推進計画（後期）の内容について

資料7	現行の京都市社会的養育推進計画に対する現状・達成見込み・要因分析 国が示す必要的記載事項に対する現在の整備・取り組み状況
-----	---

(3) 次回の部会開催について

司会	京都市はぐくみ推進審議会令和５年度「支援を必要とする子どものための部会」を開催する。 本日の会議については、市民に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第７条第１項の規定に基づき公開することとしている。あらかじめ御了承いただきたい。 それでは開会に当たり、小谷部会長から御挨拶を頂戴する。
小谷部会長	京都市において、子どもたちと子育てされる親御さんたちのために何ができるかということを考える時期がきた。京都市における子どもの人口は減少しているが、この支援を必要とする子どもたちのために私たちは英知を結集してこの計画を作ることで、その他の支援を必要とすると言われない子どもたちの子育てについても、さらに道が開けるのではないかと考えている。日頃から、委員の皆様におかれましては、非常に大変な親子の皆様をサポートしていただいていることを心より感謝し、本日も充実した議論があることを、切に願っている。
司会	「部会員の紹介」に移らせていただく。 (委員紹介) 「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第４条第３項において、当部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされているが、本日は、委員１１名中すべての方に御出席いただいているため、当部会が成立していることを御報告申し上げる。 ここからの議事進行については、小谷部会長に願います。
小谷部会長	それでは、議事に入る。 まず、資料３、資料４、資料６について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料３ 都道府県社会的養育推進計画の策定要領 資料４ 京都市はぐくみプラン（冊子） 資料６ 京都市社会的養育推進計画の概要について
小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などを頂戴したい。 資料６の数値目標とあるが、京都市の現状は。
事務局	後程改めて説明するが、資料７の１１ページに令和２年度から令和５年度の目標値と実績値について全体のパーセンテージを記載している

	が、国が求める数値には至っていない状況。
土江田委員	後期計画において、現行計画と同じ基準で目標値を作れば、違う数値になるのか。
事務局	目標値の基準は同じである。3歳未満と未就学児は75%、全世代の平均で55.5%となっている。
小谷部会長	資料7 については後程ご説明をお願いします。
増田委員	詳しい内容はこれからかと思うが、本日は現状を伺い、議論することと考えている。まずは現状把握を第一課題にしたい。意見はたくさんある。
小谷部会長	では、続いて 資料5 の説明をお願いします。
事務局	資料5 支援を必要とする子どものための部会への特別委員の選任について
小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などを頂戴したい。
石塚委員	当事者参画は大変大事なことなのでぜひ進めていただきたい。
小谷部会長	当事者の子どもとあるが、実際意見を述べるとなると18歳以上ということかと思う。
石塚委員	子どもすぎると意見が定まらないため、成人のほうがよい。
西島委員	18歳以上はわかるが、上限年齢はあるのか。
事務局	具体的な年齢制限は考えていないが、可能であれば成人してから間もない方、つまり、社会的養護の経験を近い感覚として持っている方が望ましいと考えている。
小谷部会長	続いて、次の議事に入る。 資料7 について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料7 現行の京都市社会的養育推進計画に対する現状・達成見込み・要因分析 国が示す必要的記載事項に対する現在の整備・取り組み状況

小谷部会長	事務局からの説明について、御質問や御意見などを頂戴したい。
芹澤委員	国にける本計画策定要領では、前提として市町村における地域子育て支援事業の拡充が必要と書かれているなかで、社会的養育のなかでパーマネンシーや里親マッチングなどの議論になるのは尚早ではないか。国においては児童福祉法の改正を含めて、全ての子どもを社会全体で支える仕組みをどう作るかから始まっている。児童相談所や福祉事務所、こども家庭センターがその地域で支援し、加えて社会的養護が必要な子どもの支援を、となっているため、国の示す部分から基本的な方針が抜けているのではないかが気になる。本計画の策定にあたっては、市町村の意見を反映するよう示されているが、この部会に市町村、京都市で言うと各区役所の意見はどう反映していくのか。
事務局	京都市は政令指定都市のため、各行政区の子どもはぐくみ室がこの計画でいう市町村にあたる。各子どもはぐくみ室に対して日々行政のやりとりのなかで意見を聞いているが、計画の策定に当たっては計画案の事前確認を行うなど、さらに意識したい。 また、本日の部会では、現行計画の達成見込みや策定要領が掲げる各項目における現状把握を目的としているため、部会資料の作りとして、現行計画の規程内容を記載する作りになっている。個別の項目を検討するにあたっては、国の方針を始めとした全体像の説明が必要であるため、次回以降留意して説明する。
芹澤委員	里親等委託率の達成が大きな課題かと思うが、根本は社会的養護が必要な子どもたちを地域でどう支えるのかということである。京都市では虐待対応がこれまでの児童相談所一極集中から、児童相談所と各子どもはぐくみ室と大きな方向転換があった。うまく連携できているかの検証が必要ではないか。業務上双方とかわることはあるが、双方の意識のずれを感じざるを得ない。 子どもの虐待に係る死亡事例は、過去の例をとって考えると、児童相談所と市町村との意識の違いから発生していることが非常に多いという検証結果がある。つまり、市町村と児童相談所が同じ方向を向き連携していけるかが重要。加えて、地域での虐待のケアをどう考えていくのかも必要な視点である。社会的養護が必要な子どもは虐待を受けた子どもの1%以下である。99%の子どもは虐待を受けた状態で地域にいたため、その99%の支援を前提に、1%の社会的養護が必要な子どもをどう支援するのかを考えていくということを国も示している。代替養育だけでなく、代替養育を請け負う各施設の高機能化や多機能化をどう活用していくかを審議会で検討し、地域での子育て支援をどうするかを考

	えていく必要がある。
小谷部会長	次回以降、全体像が見える形で、家庭養育優先原則というのはどういう位置付けなのかというところから、事務局からの説明をおねがいしたい。また、どうしても支援の切れ目ができてしまうところをどう仕組みを作っていくかを検討することがこの部会において重要だと考えている。
小谷部会長	現行計画における令和５年度の里親等委託の目標値は３４．６％で、年々高くなる目標値となっているが、実態は異なるということか。その中で、国において家庭養育優先が示され、令和１１年度に５５．５％を目標としているということで良いか。
石塚委員	令和元年度の本計画策定検討の際、今後虐待が増えるので代替養育を必要とする子どもの数も増加するとお伝えしたが、それ以上に少子化が進むということで設定された数値である。 現状として、精神科通院やリストカットなど死に近く、重篤化している子どもが増えていると感じる。そういった重篤ケースの対応で施設が荒れ、入所できないため一時保護が受けられず、一時保護所が満床となるという状況がある。こういった大変な子どもたちを始め、施設に入所し専門的なケアを受けたほうがいい子どもはたくさんいるため、里親委託が増えていないという数字が出てある意味よかった。 また、里親の希望と異なる虐待ケースの子どもが増えている。さきほど芹澤委員がおっしゃっているように子どもはぐくみ室の支援の問題もある。里親委託や家庭養育優先は進めるべきだが、里親サポートは児童相談所や、地域の子育て支援として子どもはぐくみ室が連携するなど死支援体制を整えないといけない。ただ、子どもはぐくみ室が把握しているのは虐待の軽度ケースのみと課題は残る。一方、里親に重篤ケースは大変だろうと思う。施設では機関として連携しているので連携体制をとりやすいが、里親は個人である。そのため軽度なケースを委託するなどがよいのでは。 現行計画どおり施設を減らすとなると、京都市の子どもたちが大変なことになる。里親委託率ではなく里親の数を増やすことにしたらいい。施設の入所定員をいまの半分くらいに減らすと、巷に虐待を受けて家に帰れない子どもが増える。里親はもちろん増やすが、児童養護施設を減らさない方向で、社会的養護が必要な子どもを幅広く受け入れていくことが必要だと思う。 児童福祉法改正により自立支援やアフターケアを施設ができるようになっていく。２０歳以降も施設に居住し続けられるので、そのあたりは

	数値目標で検討材料にしてほしい。 職員自身の疲弊もすすんでいるため、さらに充実してほしいところ。目標どおりで施設を半分にするといわれたら仕方がないが、1～2年ではできないので、5年～10年かけて子どもと職員を減らしていくことになるが、現状の支援体制で減らすと大変なことになる。 加えて、地域分散化・小規模化といわれている。方向性としてはよいが、宿直は労働基準法上週1回しかできないという制約のなか、職員配置が難しく、学生や定年後の方々を雇用してなんとか回している。大きな問題が起こりやすい夜に職員がひとりで対応するのは大変。小規模施設を増やしていくとなると14人必要（7人×2）。職員が一人しかいない深夜に急病等で子ども1人のために5人を置いて施設を離れるのがよいのかどうか。定員のことと小規模化のことは考えていただきたい。
増田委員	行政区単位の説明会や活発な啓発活動により里親数、里親会の会員数は倍になっているが、稼働率は2～3割で児童相談所から委託されていないのが現状。滋賀県では6割程度である。マッチングとか里親へのケアを十分する必要があるが、児童相談所の職員が少ない。福岡県なら里親支援担当を15人配置しており、滋賀県でも人数は多い。 里親が動けるような支援体制を作るのが大切。児童相談所の充実、施設にいる里親支援専門相談員による支援の充実が必要。難しい子どもが増えているので、未委託里親に一時保護委託やショートステイでの預かりをするべき。京都市は里親ショートステイをできていないが、委託を進めていくうえで短期の預かりやショートステイは、研修やトレーニングだけではつかない自信をつけることができる。ショートステイ等で市町村と連携する仕組みがほかの自治体で増えてきている。そういった部分を含めて計画を策定しないと、里親を活用できないのではないかと。戦前から里親はたくさんいたが、委託されていないからどんどんやめていく。里親として頑張っていこう、里子を養育したいという社会貢献をしようというニーズはある。そういう部分も含めて考えてほしい。
芹澤委員	資料7の11ページはグラフにしたらわかりやすいのではないかと。乳幼児と学齢期と目標値が異なるが、全体のパーセンテージに集約されるとそれぞれの年齢階層のパーセンテージがわかりにくい。 また、この表において、子どもの数が減れば委託率は上がり、増えれば下がる傾向がある。つまり、代替養育にならない子ども・家庭養育の子どもをどう増やすかということ。地域で虐待ケースに対してどう援助したら分離せずにいけるのかを真剣に考えて、親子分離になる分母を減らすことが大切。 そのため、現行計画には規程がない国が示す親子関係再構築支援、親

	子再統合支援について、後期計画において目標を示していく必要があるのでは。
石塚委員	子どもの権利擁護の事業については、今後もぜひ進めてほしい。子どもの意見を聞くのは非常に難しいので工夫していただきたい。施設は万能ではないため、施設と里親と行政で一緒に考えていけたらいい。
芹澤委員	権利擁護の事業については、母子生活支援施設も社会的養護の施設であるため、京都市としてはどうするか考える必要があるのでは。
西島委員	「市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」について、国の策定要領にはヤングケアラーについての記載があるが、市の資料6にヤングケアラーについて記載がないのは何か理由はあるのか。
事務局	資料6は要領全てを記載しておらず、説明のために指標の部分を抜粋している。ヤングケアラーは項目としては抜き出していない。
西島委員	他の部分に記載されているのか。
事務局	記載していない。当然、計画策定の際の支援対象としてヤングケアラーへの支援も検討することになるが、指標としては書かれてないということである。
増田委員	社会的養育が必要な子どもの数を見込む場合に、この数字でいいのかという議論は必要。アメリカの研究者によると、社会的養護の対象を広くとらえ、入所児童の7倍くらいを対象にしている。実態として虐待は増えているが、数字的には入所や里親委託できない子どもたちが反映されていないのでは。一時保護所が満杯というのは聞き及ぶので、実態としての数字はもっと厳しいのではないか。
土江田委員	こういった統計をとるとき、行政は支援を必要としている子どもの数を実際に意図的に動かすということも考えられる。統計をとることの客観性が担保されているのか。目標達成のために数字を作ることが起こらないような仕組みを考えてほしい。
事務局	資料3において、数値を見込むにあたっての国からの考え方の例示がある。現状の数字はこういったところを踏まえられていないので、今回国が示した例示を踏まえて、次回部会で御報告したい。

芹澤委員	資料をみると、児童相談所の一時保護所入所率がパンク状態である。緊急的な保護が必要であるし、十分な余裕をもてる場所の確保を盛り込むべき。また、親子再統合支援事業の実績が5名と少ない現状。家族を再統合していくためには重要な事業だが、実績の背景が気になる。 また、児童相談所におけるソーシャルワークや専門性の向上が言われている。社会福祉士資格やこども家庭ソーシャルワーカー資格を持つ職員をどの程度目指すのかを盛り込むことが必要。 加えて、地域小規模化の現状において、本体施設にいる子どもの数がわからないため、地域小規模率が不明である。 さらに、家庭支援事業の現状においては、箇所数と人数だけでは全体像が見えにくい。今後の数字は箇所数ではなく実際の利用者数をあげていくのが重要。利用につながらなければ意味がない。
事務局 (児童相談所)	一時保護所の充足率について、98.7%は定員より下回っているともみえるが、平均値であり現在は定員を超えている日が多いため、常態化と記載をしている。児童相談所としてもしっかりと考える必要があると認識している。 親子再統合支援事業として、昨年度から積極的に事業を有効活用しようとする意識しており、引き続き積極的に活用したいと考えている。親子再統合支援を行う心理職員は、児童福祉司2人に対して1人という配置基準をすでに達成している。行政ではしきれない部分は委託でカウンセリングやペアレントトレーニングを今後も活用したい。
芹澤委員	一時保護所については国が個室化の方針を出してきている。京都市としてどう取組むかが大事。一時保護所に行くなら虐待を受けながらも家にいるほうがよいとならないような施設を目指してほしい。親子は分かれるが居心地のいい場所になってほしいので、設備改善はぜひ前向きに検討してほしい。現場は非常に苦労していると思う。
小谷部会長	こういった支援を必要とする子どもたちの氷山の一角の議論を進めてきたが、地域や全体的な子育て支援に対して、各々専門にされている委員の皆様から御意見いただきたい。
渡邊委員	問題に至らないよう予防的な役割が必要。虐待、ひとり親家庭の相談を受けて、保護者や子どもにとっていい方向にもっていけるように対応している。各施設等で支援を要するケースが多数あり、重篤化しているとおっしゃっていたが、予防的な福祉の面を今後も意識していきたい。

岡委員	自閉症児の高機能な方が非常に増えているが、障害児者親の会に入会する人は減少している。つまり地域や専門家による支援ができるような地域資源が増えているということ。時代とともに親が就労するようになっていたため、障害児の預かり制度も増えているが、幼いころから預かりがあるので、成人後の親子関係のなかでどう自立させていくかの課題は残る。
石田委員	民生児童委員は赤ちゃんからお年寄りまでの困りごとや見守り活動の依頼などの相談を受けている。秘密は守る。また、子どもはぐくみ室と共に地域で生まれた子どもは地域の子どもの思いで支援している。近隣で怒鳴り声が続いているなど虐待を疑うことがあれば、空振りでもいいという思いで警察・行政等に連絡することもあるが、そのときに証拠があるかと聞かれる。正直証拠までは持っていないが、今後もそういう見守りはやりたい。民生児童委員としては誰もが気楽に相談したいというイメージづくりをしたい。
有原委員	計画の策定という網羅的な説明が多いので、資料の見せ方を工夫してほしい。グラフ化や適宜パワーポイントを活用するなど。
渋谷委員	障害児支援をしている立場から意見を述べたい。障害児支援制度は充実してきている一方で、現場は混雑としてしている。京都市の療育が必要な子どもを早く専門家に届けようという早期発見、早期療育の姿勢はとてもよい。 学童期の支援では、放課後等デイサービス事業の利用が増えている。今年度から放課後等デイサービス事業における延長保育加算の要件が緩和され、保護者の就労を理由に預かりの延長ができるようになったが、子どもを監護する職員は不足している。この矛盾のなかでどう支援していくかが難しい。 また、子育てに変化がある。虐待をしてはいけないなかで「叩いてみる」と子どもからいう時代。親であるからには基礎的な生き方を子どもに教えてほしいが、親が子どもの言いなりになり、溺愛や放任の方向になりつつある。こういった子育ての変化や歪んだ愛情の注ぎ方の分析を国任せにせず、京都市で取組んでいただけるようアプローチしたい。 障害は起こっている「現象」だけでとらえられるものではなく、それまでの背景を洞察し対処する必要があるが、専門的な知識や技術が必要。そういった専門的な知識を持つ入所施設を家庭内での支援を打ち出して減らそうとしているが、本当は必要なのではないか。 共働き世帯で障害児を抱えると、送り迎えなど非常に大変となる。ひとり親の場合はさらに困難な課題が多く、障害児育児と療育通所で収入

	が減少するが生活していかなければならず、うつ病を発症するケースが増えている。法律の狭間に障害児は置かれており、なんとかしようともがいているのが私たちの世界である。
小谷部会長	それぞれの専門的なご経験からの貴重なご意見に感謝する。それでは、次回の部会開催について、事務局からお願いします。
事務局	次回の日時について、9月を予定している。改めて調整させていただく。
小谷部会長	本日の審議はこれで終了し、事務局へ進行をお返しする。
司会	以上をもって、令和6年度第1回支援を必要とする子どものための部会を終了する。